

**今回のテーマ：育児介護休業法改正！**

Q. 1月に、育児介護休業法が改正されたと聞きました。どのような変更でしょうか？

A. 育児・介護休業法が改正されました。この改正により、令和3年1月1日から育児や介護を行う労働者が、子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得することができるようになりました。ところで、そもそも子の看護休暇及び介護休暇とは、どのような制度でしょうか。

子の看護休暇とは、労働者が事業主に申し出ることにより、負傷し、もしくは疾病にかかったその小学校就学の時期に達するまでの子どもの世話または疾病の予防をはかるために、子どもの世話を行うための休暇を取得できる制度を言います。1年度につき、小学校就学の時期に達するまでの子どもが1人いれば5日間、2人以上であれば10日間の子の看護休暇が付与されます。

また、介護休暇とは、労働者が事業主に申し出ることにより、要介護状態にある対象家族の介護および世話をするための休暇を取得できる制度を言います。1年度につき世話をする対象家族が1人であれば5日、世話をする対象家族が2人以上の場合には、10日間の介護休暇が付与されます。

従来は、どちらの休暇も半日単位での取得が可能でした。改正により時間単位取得が可能となりました。また、就業時間の途中で抜ける、いわゆる「中抜け」についての時間単位取得を認めないといけなわけではありません。改正条文上は、あくまで始業時刻から連続、または終業時刻まで連続の時間単位取得を想定しています。

令和3年1月1日施行ですので育児介護休業規程の変更に取り組んでいただきたいと思います。

**育児介護休業規程の変更が必要！**

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

一般社団法人滋賀県トラック協会 労務顧問  
糀谷社会保険労務士事務所 代表 糀谷 博和  
〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原1205  
湖東ビル 2階 2-2号室  
TEL 077-518-1960  
FAX 077-586-7481  
E-mail kojitani@ams.odn.ne.jp  
HP <http://www.office-kojitani.com/>



・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

**執筆者プロフィール**

滋賀県内外約400社の企業を指導する中で培った人事労務の実務経験をベースにしたセミナーは分かりやすく、実践的であると大好評。最近では、「マイナンバーセミナー」にて新聞・テレビなど、多くのマスコミの取材を受ける。セミナーはもちろん、雑誌への執筆なども積極的に行っている。

日本経営協会、商工会議所、商工会、大学などで、年間約80回以上のセミナーを行う。

**労務相談はお気軽に協会までご連絡ください！**